

三木町農業委員会
令和3年2月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和3年2月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和3年2月19日
(会議時間) 13:25～14:10
(開催場所) 香川県農業協同組合三木支店 大ホール
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番 松田 隆雄	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長) (欠席)
10番 鎌倉 博之 (欠席)	

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 矢部広紀主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) その他

事務局

それでは、2月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等10件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長職務代理より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。また本日は、青年等就農計画認定申請につきましてもご審議いただけたらと存じます。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、吉原委員と中川委員をお願いいたします。それでは溝淵会長職務代理よろしく申し上げます。

会長職務代理

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、青年等就農計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：上高岡字三条 10筆 6,759㎡
地目：田10筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転生前一括贈与

番号2 申請地：上高岡字三条 3筆 3,024㎡
地目：田3筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転生前一括贈与

番号3 申請地：井戸字熊田 1筆 892㎡
地目：田1筆
譲渡理由：耕作不便
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、父から子への贈与になります。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、高齢となった祖母から孫への贈与になります。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大するものです。下限面積等も問題ありません。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。

5番委員

番号1については、父から子へ、番号2については、番号1の譲渡人の母から孫へ贈与するものです。

2番委員

番号3については、隣の農地を耕作している譲受人に売買するものです。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

番号1 申請地：池戸字四角寺 2筆 1,464㎡

地 目：田2筆

区 分：公売

買受理由：経営拡大

開札期日：買受人決定から21日経過後の午前9時

番号1は、高松国税局から公売に出されていたものです。この度、買受の申し出があったとい

うことで買受適格証明の申請がされたものです。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で承認されました。それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第4号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字川原 1筆 60㎡
地目：畑1筆
現況：畑1筆
目的：駐車場用地
併用地：宅地 181.69㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字左直 1筆 574㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：事務所、駐車場用地
権利の種類：所有権移転売買
造成時期：平成20年頃から

番号2 申請地：朝倉字池尻 1筆 84㎡
地目：畑1筆
現況：畑1筆
目的：宅地進入路用地
権利の種類：所有権移転贈与
併用地：宅地 355.15㎡

番号3 申請地：氷上字境渕 2筆 1,912㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：特定建築条件付売買
予定地2階建 6棟 422.28㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

13番委員

それでは、現地調査の報告を行います。2月分の農地法関連の申請について去る、令和3年2月15日(月)の午前9時から4条申請1件、5条申請3件につきまして、溝渕会長職務代理者、中川委員、私、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは地元委員からの説明をお願いします。

14番委員

4条申請番号1については、位置図を見ていただいて、自宅が県道の北側にあります。現場も確認しましたが、特に問題はありません。

16番委員

5条申請番号1については、現地調査の日には立ち会えませんでしたので、別の日に現地を確認しましたが、特に問題はありません。

15番委員

5条申請番号2については、譲渡人と譲受人は兄弟で将来において、お互いにいろいろ世話にならないといけないし、介護車輛が通る進入路にするものです。

8番委員

5条申請番号3については、最後に残っていた所有農地を売却するもので、水利等も同意しており、特に問題はありません。

会長職務代理

ありがとうございました。特定建築条件付売買予定地について事務局説明してもらえませんか。

事務局

(特定建築条件付売買予定地について説明)

会長職務代理

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が7件、再設定が9件、転貸3件で合計19件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

4番委員

利用権設定後、事務局に苦情は来ていませんか。

事務局

特にありません。

4番委員

貸し借りするにあたっては、話し合いをしていると思いますが、畦畔の草刈などどちらがするのかという話しがあれば指導をしてください。

会長職務代理

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：池戸字深谷 2筆 335㎡

地目：畑2筆

取下理由：転用計画中

番号1については、貸資材置場にするということで転用申請をされておりましたが、このたび転用計画中止ということで、申請の取下をするものです。

会長職務代理

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

取下後どうするのか聞いていますか。

事務局

今後どうするかという話しは聞いておりません。

会長職務代理

わかりました。他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、この案件は終わります。続きまして報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：井戸字二条 8, 116㎡

地目：田8筆

解約日：令和2年12月25日

解約理由：借り手の変更

番号1について農地機構を通じて、担い手に貸すために解約するものです。

会長職務代理

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、青年等就農計画認定申請についてお時間をいただきありがとうございます。この青年等就農計画認定申請についてであります。三木町では、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領を制定し、認定事務を運用しております。今回は1件の青年等就農計画認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査をお願いするものです。では、お手元の方に、お配りしております資料をご覧ください。

(資料読み上げ)

三木町認定新規就農者認定要領第5条の第1項及び第2項に基づき、農業委員会の意見を伺いたいと思います。

会長職務代理

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。
農地を貸して下さる方の知合いですか。

事務局

チーム虹にいる方の親類になります。

会長職務代理

チーム虹であれば、大規模でキュウリを作っている方がいますか。

事務局

その方に習うと聞いております。

13番委員

借入地が30aと記載されていますが、先程議案第5号の基盤強化促進法の農用地利用集積計画において、約40a借りるようになっています。面積が異なりますが。

事務局

修正します。

8番委員

通ってこられるのですか。

事務局

はい、通ってきます。

3番委員

認定を受けるということは、県の助成事業を受けるのですか。

事務局

はい、農業次世代人材投資資金を活用する予定です。

会長職務代理

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で承認されました。

その他ですが、何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長職務代理及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和3年2月 日

会長職務代理 _____

署名委員 _____

署名委員 _____